

いなべ市燃料電池自動車導入促進補助金
実施の手引き
(令和8年度用)

いなべ市

令和8年度いなべ市燃料電池自動車導入促進補助金 交付申請の手引き

1 補助の目的

脱炭素社会の実現に向け、本市における燃料電池自動車の普及を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、市内を使用の本拠とする燃料電池自動車を導入する者に対し補助金を交付する。

【補助金を申請される皆様へ】

補助金の目的や交付後の自動車の管理等に十分にご理解をいただき、補助金の申請を行っていただきますようお願いいたします。

補助金の交付申請に違反があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金が交付されている時は、返還を求めることがあります。

また、いなべ市税条例(平成15年いなべ市条例第48号)第3条に掲げる市税を滞納している方、いなべ市暴力団排除条例(平成23年いなべ市条例第1号)第2条第1号又は同条第2号に該当する方は補助を受けることができません。

2 補助の対象となる車両(補助対象FCV)

下記①～⑩すべての要件を満たす車両が対象となります。

①自動車検査証の「燃料の種類」の欄が水素であることが記載されていること。

②国の補助事業における補助対象車両として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているFCVであること。

③自動車検査証等に記載された所有者と使用者が同一であるFCVであること。

ただし、ア～エのいずれかに該当する場合は、所有者と使用者は同一とみなす。

ア 個人にあっては、自動車検査証等に記載された使用者が、所有者と同一世帯に属する場合

イ リース契約(リース期間が4年以上の場合に限る)にあっては、自動車検査証等に記載された所有者がリース事業者で場合

ウ 割賦販売により車両の所有権が留保された購入にあっては、自動車検査証等に記載された所有者が自動車販売会社又はローン会社等の場合。

エ 法人にあっては、自動車検査証等に記載された所有者が法人であって、使用者が車両管理責任者として自動車保管場所証明書を取得した当該法人の支店又は営業所等の場合

④新車として新たに購入をしたFCVであること。

⑤自動車検査証等の「登録年月日／交付年月日」(以下「初度登録」という。)が補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から2月1日に初度登録されたFCVであること。

⑥自動車検査証等の「使用の本拠の位置」の欄が初度登録時からいなべ市内となっているFCVであること。

- ⑦自動車検査証等の「自家用・事業用の別」の欄が自家用であるFCVであること。
- ⑧主に市内を走行するFCVであること。
- ⑨補助対象FCVの代金の支払いが現金で完了しているか、又は割賦、ローン等の利用により全額支払いの手続きが完了していること。
- ⑩展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるFCVでないこと。

3 補助金の申請ができる方(補助対象者)

補助対象FCVの自動車検査証等に記載された所有者(2-③イ又はウに該当する場合は使用者)であって、次の①又は②の方

- ①市内に住所を有する個人
- ②市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主

※補助金を受けることができる回数は、申請者につき1回となります。

4 補助金の額

いなべ市燃料電池自動車導入促進補助金	20万円	
三重県の電気自動車導入費補助金	20万円	合計 40万円

※三重県の電気自動車導入費補助金により、いなべ市と同額の20万円が上乗せ補助されます。

※申請書や請求書はいなべ市の様式で受理し、いなべ市と三重県の補助金を合わせて、銀行口座へお支払いします。

5 申請書兼実績報告書・請求書(様式)の配布場所及び提出先

配布場所

- ・ホームページ(<http://www.city.inabe.mie.jp>)からダウンロードしてください。
くらし>ごみ・リサイクル・環境>チャレンジ・カーボンニュートラルいなべ再エネ活用補助金>
令和8年度燃料電池自動車導入促進補助金
- ・いなべ市役所新産業創造課で様式等を用意しています。(郵送請求は致しかねます。)

問い合わせ・提出先

いなべ市役所 都市整備部 新産業創造課
〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
Tel:0594-86-7830 平日の午前8時40分から午後4時30分まで

【提出方法等】

- ・提出方法は郵送又は持参に限ります。
- ・持参の場合の受付時間は平日の午前8時40分から午後4時30分までです。
- ・郵送の場合は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵便を推奨します。

6 補助金交付申請書兼実績報告書

いなべ市燃料電池自動車導入促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)両面印刷

受付期限

令和8年7月1日(水)～令和9年2月5日(金)

※予算の上限(2台分)に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。 注:先着順

申請書の記入注意事項

- 1 補助金交付申請額は、**金 400,000 円**と記載してください。
- 2 導入する燃料電池自動車の内容を、自動車検査証及び自動車検査証記録事項を見ながら記載してください。
- 3 問合せ先は、交付申請書兼実績報告書を提出後、市からの内容等に関する問い合わせについて対応できる方を選択してください。その他を選択した場合は、**手続代行届出書(様式第7号)**を提出してください。

添付書類について

①住民票の写し又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書【個人の場合】

- ・申請者(所有者と使用者が同一)となる方の世帯一部の住民票の写し、住民票記載事項証明書を提出ください。

※マイナンバー「なし」の住民票を取得してください。

※マイナンバーの記載があるものは受理できません。

- ・取得から3か月以内のもの。複写したものも可とします。

②営業(所在地)証明書【法人の場合】

- ・市内に事務所又は事業所を有する証明書を総務部市民税課で取得し提出してください。
- ・取得から3か月以内のもの。複写したものも可とします。

③確定申告の写し【個人事業主の場合】

- ・前年分の確定申告書の写しを提出してください。

④市税の納税証明書

- ・市税について滞納は無いことの証明書を総務部納税課で取得してください。
- ・取得から3か月以内のもの。複写したものも可とします。

⑤補助対象FCVの自動車検査証の写しと、自動車検査証記録事項の写しを提出してください。

⑥契約書や注文書等、補助対象FCVの購入に係る契約が確認できる書類の写し

- ・契約金額等の内訳が不明な場合は内訳を明らかにする書類を添付してください。

⑦補助対象FCVの購入費用に係る支払証憑の写し

- ・車両代金全額の支払い、又は全額の支払い手続きが完了していることを確認できることが必要です。
- ・当該購入費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付してください。

[支払証憑の例]

- ・領収証(領収証(控)は不可)
- ・(銀行振込等で領収証がない場合)銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)
- ・クレジットカードでの支払いであっても、領収証が必要です。(クレジット売上票は不可)
- ・車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払い方法により後払いする場合は、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申込書や申請書は不可)も併せてご提出ください。
※申請者が契約者となっているローン契約書(ローン会社に提出分、印のあるもの)
※ローン契約書が提出できない場合は、車両販売会社からクレジット会社宛ての「領収証」と、「保管場所標章番号通知書」または申請者が保険契約者である「自動車保険証(任意保険)」を提出してください。
- ・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出してください。なお、入金証明書の類は領収証として扱えません。
※契約書(注文書等)に記載された金額と領収書の合計額が同じになるか確認してください。
- ・下取車の下取り価格が車両代金の一部に充当された場合は、下取価格や下取車のリサイクル預託金相当額が分かる書類も併せて提出してください。

⑧自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は

- ・個人の場合は、保管場所標章番号通知書の写しと、世帯全員の住民票の写し(続柄入り)を提出してください。複写したものも可とします。
- ・リースの場合は、保管場所標章番号通知書の写しと、使用者が契約者となっているリース契約書の写し。
- ・ローンの場合は、保管場所標章番号通知書の写しと、使用者が契約者となっているローン契約書の写し
※ローン契約書が提出できない場合は、使用者が保険契約者である「自動車保険証(任意保険)」を提出してください。

○必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

交付決定兼確定通知について

- ・申請書の受付順に内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付決定及び補助金交付額の確定をします。

7 補助金交付請求書

いなべ市燃料電池自動車導入促進補助金交付請求書(様式第4号)

- ・「いなべ市燃料電池自動車導入促進補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)」を受領されまし
たら、提出期限までに「補助金交付請求書(様式第4号)」を提出してください。

提出期限

令和9年2月15日(月)まで【必着】

請求書の記入注意事項

- ・押印が必須です。(法人の場合は代表者印 ※社印のみは受理できません。)
- ・「 年 月 日付け 第 号」の空欄には、補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)の右上
に記載されている日付けと番号を記載してください。
- ※ 例:「令和8年11月20日付け い新産第150号」
- ・1 補助金交付申請額は、金 400,000 円と記載してください。

振込み口座について

口座名義は、補助対象者(申請者)と一致していること。
振込口座は間違いのないよう記載してください。

8 補助金交付後の補助対象FCVの管理

補助対象FCVは、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に沿って適正な運用を行ってください。

9 補助金交付後の補助対象FCVの財産処分

- 法定耐用年数が経過するまでは、補助対象FCVを処分することはできません。
- 法定耐用年数の期間内に、やむを得ず財産処分する場合は、必ず事前にいなべ市へ相談してく
ださい。
- ※市長の承認を受ける前に財産処分することはできません。

10 その他

- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類等は補助対象年度の属する翌年度以降5年
間保存してください。
- いなべ市に提出された書類は返還できません。
- いなべ市に提出された交付申請書等は、いなべ市情報公開条例(平成15年条例第8号)に基
づく情報公開請求の対象となります。
- 市及び県の監査関係者等が現地調査に入ることがあります。